

作成日：2012年1月5日

カザフスタン共和国

特許庁の所在地：

National Patent Office

6, Abdullins Brothers, 480002

Almaty

Kazakhstan

Tel : 7 327 2 30 0973

Fax : 7 327 2 30 1376

E-Mail : kazpatent@kazpatent.kz

Website : www.kazpatent.kz

目 次

< 共通情報 >

1. 加盟している産業財産権関連の条約
2. 現地代理人の必要性有無
3. 現地の代理人団体の有無
4. 出願言語
5. その他関係団体
6. 特許情報へのアクセス

< 特許制度 >

1. 現行法令について
2. 特許出願時の必要書類
3. 料金表
4. 料金減免制度について
5. 実体審査の有無
6. 出願公開制度の有無
7. 審査請求制度の有無
8. 出願から登録までの手続の流れ
9. 存続期間及びその起算日
10. PCT に加盟している場合、その国内段階手続の概要
11. 留意事項

< 実用新案制度 >

1. 現行法令について
2. 実用新案出願時の必要書類
3. 料金表
4. 料金減免制度について
5. 実体審査の有無
6. 出願公開制度の有無
7. 審査請求制度の有無
8. 出願から登録までの手続の流れ
9. 存続期間及びその起算日
10. (無審査登録制度の場合) 第三者対抗要件について
11. PCT に加盟している場合、その国内段階手続の概要
12. 留意事項

<意匠制度>

1. 現行法令について
2. 意匠出願時の必要書類
3. 料金表
4. 料金減免制度について
5. 実体審査の有無
6. 出願公開制度の有無
7. 審査請求制度の有無
8. 出願から登録までの手続の流れ
9. 存続期間及びその起算日
10. 部分意匠制度の有無
11. 留意事項

<商標制度>

1. 現行法令について
2. 商標出願時の必要書類
3. 料金表
4. 料金減免制度について
5. 実体審査の有無
6. 出願公開制度の有無
7. 審査請求制度の有無
8. 出願から登録までの手続の流れ
9. 存続期間及びその起算日
10. 出願時点での使用義務の有無
11. 保護対象
12. 留意事項

共通情報

1. 加盟している産業財産権関連の条約

- (1) パリ条約 (Paris Convention)
- (2) 特許協力条約 (PCT)
- (3) WIPO 設立条約 (WIPO)
- (4) ユーラシア条約 (Eurasian Patent Convention)
- (5) 微生物の寄託の国際承認に関するブタペスト条約 (Budapest Treaty)
- (6) 標章の国際登録に関するマドリッド協定 (International Trademark Registration)
- (7) 標章の登録のための商品及びサービスの国際分類に関するニース協定 (Nice Agreement)
- (8) 意匠のための国際分類を制定するロカルノ協定 (Localno Agreement)
- (9) 国際特許分類に関するストラスブール協定 (IPC)

2. 現地代理人の必要性有無

カザフスタン国内に住所を有していない出願人は、現地代理人（弁理士又は弁護士）を選任しなければなりません。

3. 現地の代理人団体の有無

Kazakhstan Patent Attorneys Association

Tel: 727 291 9773

Fax: 727 250 2178

4. 出願言語

カザフ語又はロシアで出願できます。

5. その他関係団体

不明です。

6. 特許情報へのアクセス

www.kazpatent.kz でアクセスできます。

特許制度

1. 現行法令について

1992年6月24日に発明及び実用新案を保護する最初の特許法が採択されました。その後、1999年7月に知的財産保護制度の改正が行われ、1999年9月4日に施行されております。

2. 特許出願時の必要書類

(1) 願書 (Request)

出願人の名称、発明者の氏名、現地代理人の氏名、優先権主張の場合にはその情報等を記載します。現地代理人が作成し、署名して提出することができます。

(2) 明細書及びクレーム (Specification & Claims)

出願の際には、英語、ドイツ語又はフランス語でもって提出することができます。但し、出願日から2ヶ月以内にカザフ語又はロシア語の翻訳文を提出しなければなりません。

(3) 必要な図面及び要約 (Drawings, Abstract)

(4) 委任状 (Power of Attorney)

出願人が署名します。

(5) 優先権証明書 (Priority Document)

優先権証明書は、出願日から6ヶ月以内に提出する必要があります。

3. 料金表 (単位：米国ドル (USD))

(1) 出願料金	100
(2) 審査請求料金：	
・一発明当たり	400
・一発明当たり加算額	320
(3) 特許付与料金	200
(4) 年金：	
① 仮特許に関する年金：	
・1年度から3年度 (各年度当たり)	100
・4年度から5年度 (各年度当たり)	150
② 通常特許に関する年金	
・3年度	100
・4年度及び5年度 (各年度当たり)	150
・6年度及び7年度 (各年度当たり)	200
・8年度から10年度 (各年度当たり)	300

- ・ 11年度及び12年度（各年度当たり） 400
- ・ 13年度及び15年度（各年度当たり） 600
- ・ 16年度から18年度（各年度当たり） 700
- ・ 19年度から20年度（各年度当たり） 800

4. 料金減免制度について

国際調査報告又は国際予備審査報告が作成された場合には、審査請求料金が15%減額されます。

5. 実体審査の有無

実体審査が行われます。

6. 出願公開制度の有無

出願公開制度は採用されております。

7. 審査請求制度の有無

審査請求制度は採用されております。

8. 出願から登録までの手続の流れ

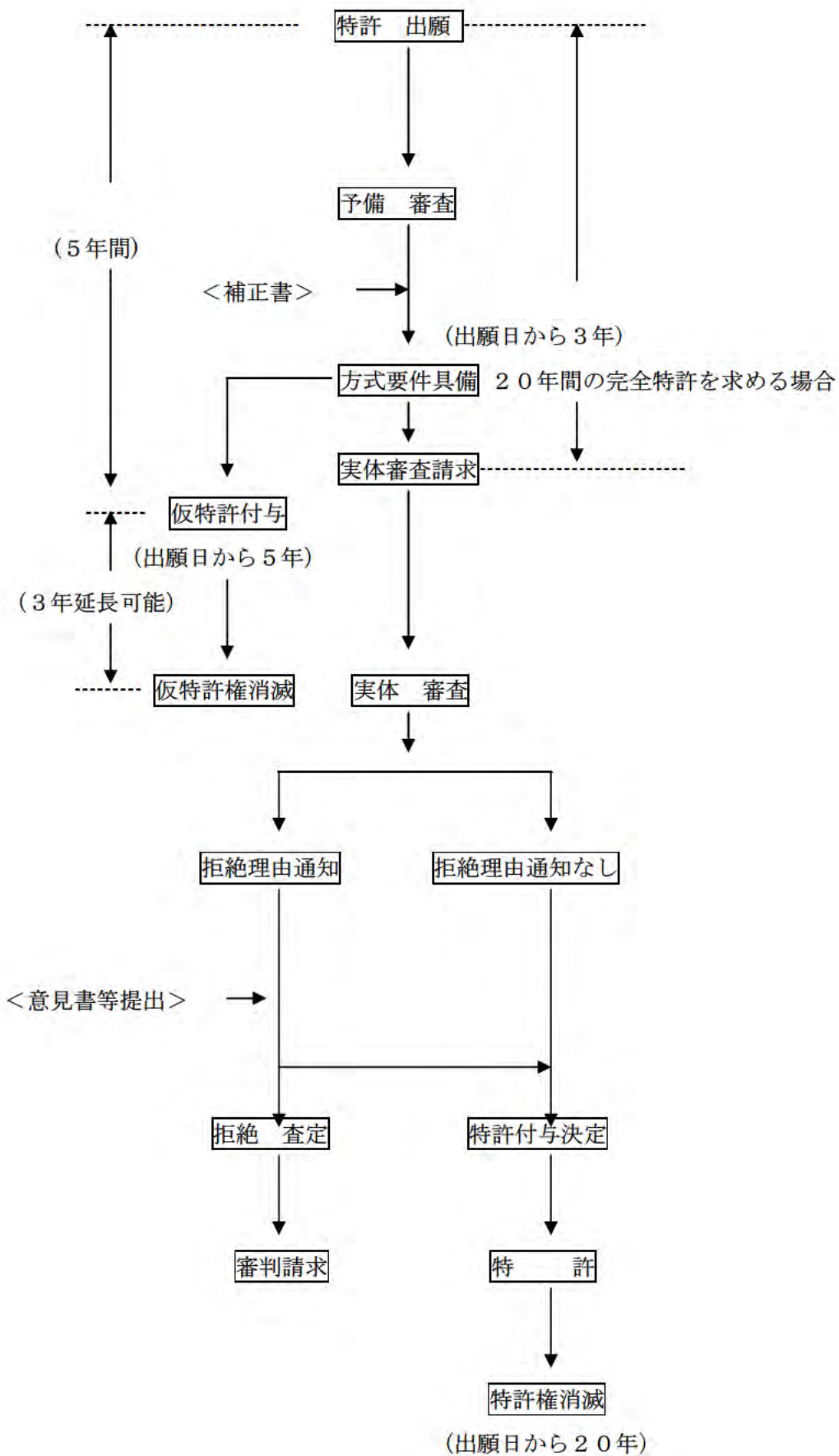
- (1) 出願書類が提出されますと、発明が不特許事由に該当するか否か、発明の単一性の要件を満たしているか否か、及び出願書類が所定の方式に合致しているか否かについて、予備審査が行われます。
- (2) 不特許事由に該当する場合とは、例えば、発明が、科学理論や数学的方法の場合、精神的活動を行うための方法、動植物の品種等の場合や公序良俗に反する場合をいいます。
- (3) 発明の単一性の要件を満たしていないと判断された場合、出願人は分割出願をすることができ、分割出願をしない場合には最初に記載された発明について審査が行われます。
- (4) 予備審査の結果、方式的要件を満たしていると判断された場合には、仮の特許が付与され出願人に仮特許証 (Preliminary Patent Certificate) が発行されます。この場合、仮特許発行料金として約290米ドルの料金及び1年から5年度分の維持年金の納付が必要となります。なお、仮特許の存続期間は、出願日から5年間で、更に3年間の延長が可能です。
- (5) 実体審査を受けて保護を求める完全特許の場合には、出願日（国際出願日）から3年以内、又は仮特許の存続期間が延長された場合には、出願日から5年以内に実体審査請求をしなければなりません。

<新規性について>

発明が従来技術に該当しない場合、新規なもののみなされます。新規性の判断基準として、絶対的新規性を採用しております。なお、一定の場合には新規性喪失の例外が認められます。例えば、特許を受ける権利を有する者が、発明を公表しその公表日から12ヶ月以内に出願をした場合です。

- (6) 実体審査の結果、特許要件を満たしていると判断された場合には、特許付与の決定がなされ、所定の期間内に特許発行料金が納付された後に特許の内容が官報に公表され、特許原簿に登録されます。
- (7) 一方、特許要件を満たしていないと判断された場合には、オフィスアクションが発行され、出願人はオフィスアクションの発行日から3ヶ月以内に意見書や補正書を提出することができます。この応答期限は、従来は発行日から6ヶ月とされておりましたが、最近の情報によりますと3ヶ月に短縮されたとのことです。なお、この応答期限は、請求により延長することができます。
- (8) 補正書等の提出により、依然として特許要件を満たしていないと判断された場合には、最終的に出願は拒絶されます。この拒絶に対して、出願人は通知の日から3ヶ月以内に特許庁審判部に対して不服を申し立てすることができます。
- (9) 何人も、特許された発明が特許要件を満たしていなかった場合や出願当初の明細書に記載した範囲外の発明について特許された場合、また特許に誤った情報が含まれていた場合等には、特許の存続期間中に特許庁に異議申立てをすることができます。特許庁の審判部による異議申立ての決定に対して不服がある場合、当事者はその決定の日から6ヶ月以内に、裁判所に対して訴えを提起することができます。この裁判所の判決が最終的なものとなります。

出願から特許権消滅までのフローチャート：



9. 特許権の存続期間及び起算日

- (1) 完全特許権存続期間は、出願日から20年です。特許権の設定登録日より発生します。なお、仮特許の存続期間は、出願日から5年間、更に3年の延長が可能です。
- (2) 最初の年金は出願から3年目に納付する必要があります。

10. PCTに加盟している場合、その国内段階手続の概要

(1) 国内段階移行期限

優先日から31ヶ月以内です。

(2) 提出すべき書類

下記書類のカザフ語又はロシア語による翻訳文の提出が必要です。

- ・ 明細書、請求の範囲、要約及び図面の文言
- ・ 19条補正がされた場合、補正後の翻訳文
- ・ 34条補正がされた場合、補正後の翻訳文

11. 留意事項

- (1) 出願書類を現地代理人へ送付する場合には、郵便状況が良くない場合が間々ありますので、可能な限りe-mailによる送信及びAir Courierによる発送の方法を採ることを勧めます。Air Courierによる場合も、カザフスタン国内の通関に時間がかかり書類が現地代理人に届くまでかなりの時間が費やされる場合があるからです。
- (2) 拒絶理由通知を受け取った場合には、必ず現地代理人に特許庁からの通知自体も送付してもらうようにすべきでしょう。特許庁からの通知内容自体を理解することは困難ですが、日付はある程度推測することが可能な場合もあり、現地代理人からの報告書状中の応答期限が正しいか、確認することが可能となるからです。
- (3) 特許になった場合には、確定したクレームの英語訳文を送付してもらうよう現地代理人に依頼すべきかと思えます。最終的に特許になったクレームの現地語と英語訳文に技術的に相違はないか否か、判断する際に必要となるからです。

実用新案制度

1. 現行法令について

特許法により実用新案として保護されています。

2. 実用新案出願時の必要書類

特許出願の場合と同様ですが、図面の提出が必要となります。

(1) 願書 (Request)

出願人の名称及び住所、代理人の氏名及び住所、優先権を主張する場合は、国名、出願年月日及び出願番号を記載します。

(2) 明細書及び請求の範囲 (Specification & Claims)

(3) 図面及び要約 (Drawings & Abstract)

(4) 委任状 (Power of Attorney)

出願人が署名します。

(5) 譲渡証 (Assignment)

譲渡人が署名します。

(6) 優先権証明書 (Priority Document)

特許出願の場合と同様です。

3. 料金表 (単位：米国ドル (USD))

(1) 出願料金	90
(2) 登録付与料金	300
(3) 存続期間更新料金	200
(4) 年金	
・ 1年度から3年度各年度当たり	70
・ 4年度及び5年度各年度当たり	210
・ 6年度及び7年度各年度当たり	210
・ 8年度	210

4. 料金減免制度について

減免制度はありません。

5. 実体審査の有無

実体審査は行われません。

6. 出願公開制度の有無

出願公開制度は採用されていません。

7. 審査請求制度の有無

審査請求制度は採用されていません、

8. 出願から登録までの手続の流れ

出願書類が提出されますと、方式的要件のみ審査されます。

(1) 実用新案の保護対象について

実用新案の保護対象は、製品又は日用品若しくはこれらの部品に関する構造上のデザイン (Constructional Design) とされています。従いまして、方法は保護を受けることはできません。

(2) 不登録事由について

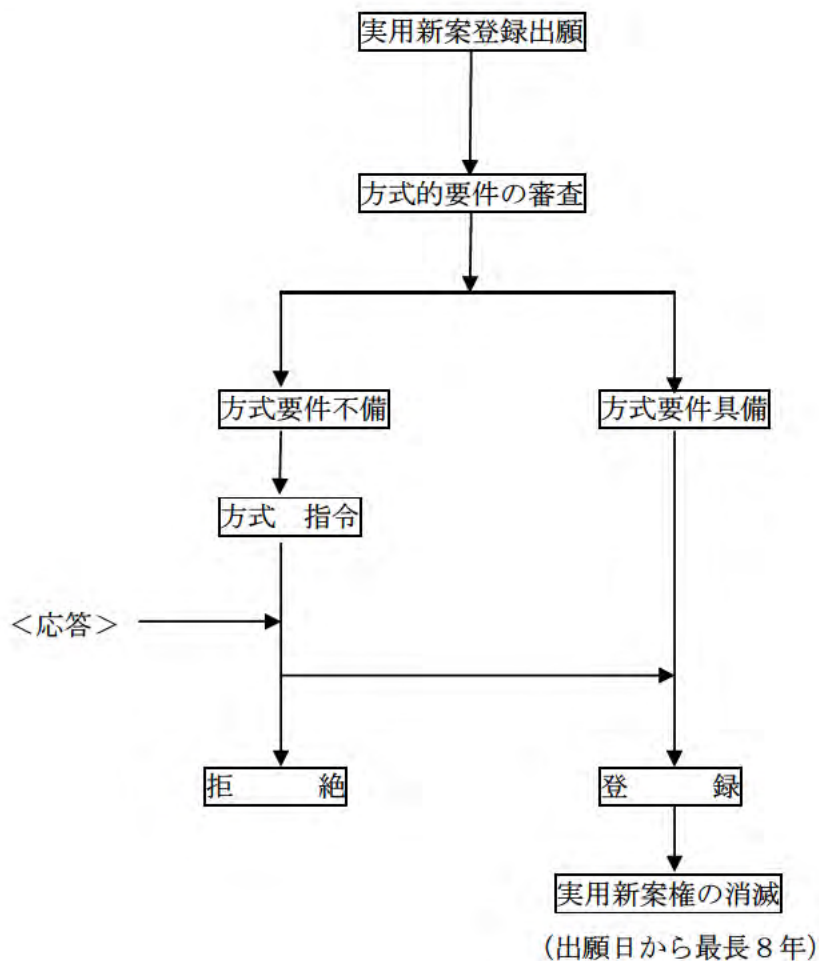
特許出願の場合と同様です。

(3) 新規性について

特許出願の場合と同様、絶対的新規性が採用されております。

(4) 特許出願の場合には、仮特許 (Provisional Patent) の制度がありますが、実用新案にはこのような制度は規定されていません。

出願から実用新案権の消滅までのフローチャート：



9. 存続期間及びその起算日

- (1) 実用新案の存続期間は、出願日から5年です。但し、請求により3年間期間を延長することができます、実用新案登録日から発生します。
- (2) 実用新案権を維持するために年金の納付が必要となります。

10. (無審査登録制度の場合) 第三者対抗要件について

規定はありません。

11. PCT に加盟している場合、その国内段階手続の概要

- (1) 国内段階移行期限
優先日から31ヶ月以内です。
- (2) 提出すべき書類
下記書類のカザフ語又はロシア語による翻訳文の提出が必要です。

- ・ 明細書、請求の範囲、要約及び図面の文言
- ・ 19条補正がされた場合、補正後の翻訳文
- ・ 34条補正がされた場合、補正後の翻訳文

12. 留意事項

特許出願の場合と同様です。

意匠制度

1. 現行法令について

現在は、1999年8月21日施行の法律が適用されております。

カザフスタンにおいて意匠は、「意匠特許」(Industrial Design Patent)として保護されますので、意匠に関する事項は特許法に規定されています。

意匠特許の保護は、方式審査をパスした出願に付与される「仮意匠特許」(Provisional Industrial Design Patent)と、実体審査を経て権利が付与される通常の「意匠特許」(Industrial Design Patent)の2種類があります。

2. 意匠出願時の必要書類

★一意匠一出願制度が採用されていますので、一出願で複数の意匠を含めることはできません(特許法第19条)。

(1) 願書

創作者及び出願人の住所、名称(氏名)を記載します。

(2) 写真又は図面

意匠を明確に表現したもので再生産できる程度のものでなければなりません。図面の場合には通常は六面図を提出します。

(3) 意匠の説明書

意匠の創作に必須の部分、特徴的な部分について説明します。

(4) 優先権を主張する場合

基礎出願日、出願国、出願番号。

(5) 優先権証明書

出願日から6ヶ月以内に提出しなければなりません(特許法第20条第2項)。

(6) 出願料

出願と同時に又は出願日から2ヶ月以内に支払います。

(7) 委任状

出願人が署名します。公証・認証は必要ありません。

3. 料金表 (単位: 米国ドル (USD))

(1) 出 願 料 1 0 0

(2) 審査請求料 4 0 0

(3) 意匠特許の付与 2 5 0

(4) 年金

 * 第3年次 1 0 0

- *第5年次 150
- *第10年次 300
- (5) 存続期間延長料 250

4. 料金減免制度について

意匠特許出願については料金の減免制度は採用されておりません。

5. 実体審査の有無

通常の「意匠特許出願」は、新規性等の実体審査の対象となります。方式審査にパスした意匠特許出願は、仮意匠特許として出願日から5年間保護されます。

6. 出願公開制度の有無

意匠特許出願については、方式審査にパスして仮意匠特許が付与された時点で出願内容が公表されます。

7. 審査請求制度の有無

意匠特許出願について審査請求制度が採用されています。審査請求期限は、原則として出願日から3年以内となっていますが、出願日から5年まで延長することが可能です(特許法第22条7項)。

8. 出願から登録までの手続の流れ

意匠特許出願については最初に方式審査が行われ、その後に新規性等の実体審査が行われます。方式審査にパスした意匠特許出願は、仮意匠特許として出願日から5年間保護されます。

- (1) 方式審査は、意匠特許出願が所定の必要書類等を具備しているか、出願に係る意匠が意匠の定義に該当するか、一意匠一出願の要件を満たしているか否かについて行われます。方式要件を具備していない場合には、2ヶ月以内に補正をするよう指令を受けます。適正な補正をしない場合には、意匠特許出願は取り下げたものとみなされます。一意匠一出願の要件を満たしていない場合には、その旨の通知が発せられ、出願人は3ヶ月以内に意匠特許出願を分割することができます。

出願が方式的要件を満たしていると判断された場合には、仮意匠特許(Provisional Patent)が付与されます。仮意匠特許の付与と同時に出願内容が公表されます。上述のとおり仮意匠特許の存続期間は出願日から5年間です。

出願日から10年間の全期間 について保護を求めるためには出願日から3年以内

に実体審査の請求をしなければなりません。

- (2) 方式要件を具備し、実体審査の請求があった意匠特許出願については、工業上の利用可能性 (Industrially Applicable)、新規性 (New)、独自性 (Original) についての実体審査が行われます。一般的に意匠出願は審査が容易で審査の遅延が問題とされないために、審査請求制度が採用されることは稀です。この点、カザフスタンの意匠特許制度は非常にユニークな制度を採用しているといえます。

<新規性 (Novelty) >

その意匠特許出願の出願日 (優先日) 前に、出願に係る意匠の本質的特徴が、世界のいかなる場所においても一般的に入手可能な情報によって知られていなかった場合には、その意匠は新規なものとみなされます。

<独自性 (Original) >

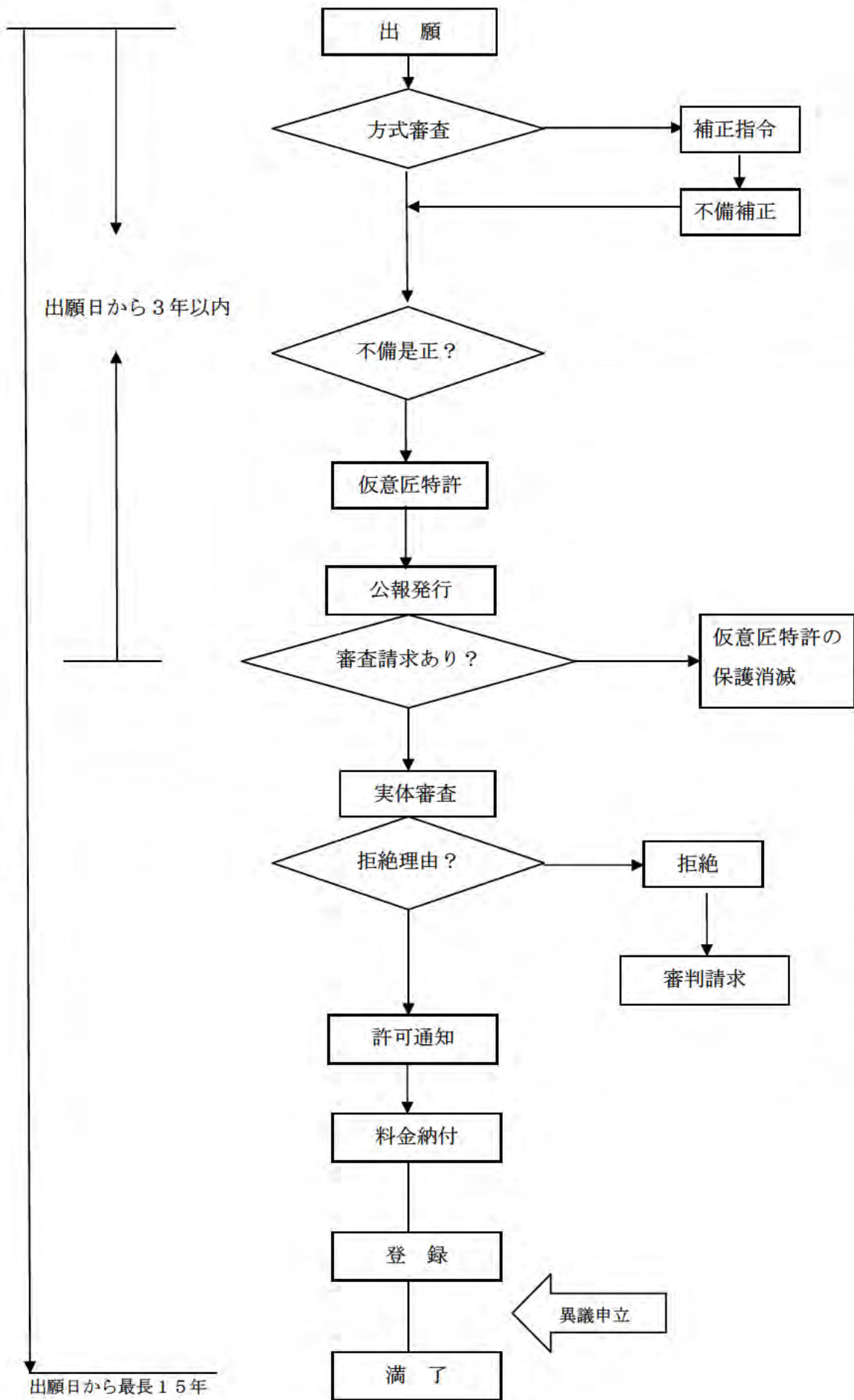
出願に係る意匠の本質的特徴が創作性を有すると認められる場合には、独自性を有するものとみなされます。

<工業上利用性 (Industrially Applicable) >

意匠に係る物品が工業的に量産できる場合には、その意匠は工業上利用性を有するものとみなされます。

意匠特許出願が上記の登録要件を満たしていないと判断された場合には、出願は拒絶されます。出願人は拒絶の決定に対して不服の場合には3ヶ月以内に特許庁の審判部 (Board of Appeal) へ審判を請求することができます。

一方、出願に係る意匠が上記登録要件を満たしていると判断された場合には、意匠特許の付与の決定 (Decision To Grant) がなされます。出願人は3ヶ月以内に登録料を納付することにより、意匠特許権が付与されます。その後2ヶ月以内に意匠の内容は公表されます。第三者は、意匠特許が法上の登録要件を満たしていない等の理由により登録異議を申し立てることができます。異議申立ては、意匠権の存続期間中はいつでも行うことができます。異議申立てがあった場合には、申し立てから6ヶ月以内に審判部が審理を行います。



9. 存続期間及びその起算日

意匠特許の存続期間は、原則として出願日から10年です。請求により最長で5年延長することができます。仮意匠特許の存続期間は出願日から5年で、延長はできません。

10. 部分意匠制度の有無

意匠特許について部分意匠制度は採用されていません。

11. 留意事項

(1) 意匠の定義

意匠とは、工業的に生産できる物品の審美的外観に関するものと規定されています（特許法第8条1項）。

(2) ライセンス

意匠特許権について、ライセンスを設定することができます。契約で特段の定めがない場合には、ライセンスは非独占的なものとされます（特許法第14条(1)(C)）。

(3) 無効請求

意匠特許が登録要件を具備していない場合には、第三者はその登録の無効を請求することができます。

商標制度

1. 現行法令について

2007年3月2日に改正された「On Amendment and Additions for some legislative acts concerning an intellectual property of the Republic of Kazakhstan」(No. 237-III LRK)に基づく商標法 (Law of the Republic of Kazakhstan on Trademarks, Service Marks and Appellations of Origin) が適用されています。カザフスタンは、マドリッド同盟の加盟国ですので、国際商標登録出願を通じてカザフスタンで商標の保護を受けることも可能となっています。

2. 商標出願時の必要書類

(1) 願書

出願人の住所、名称(氏名)。商品・サービス及びそれらの属する区分の表示を記載します。一出願で多区分を指定することができます。

(2) 商標の表現物15通

商標としてラベルを提出する場合には21cm x 29.7cm以内のサイズとされています。

(3) 優先権を主張する場合

基礎出願日、出願国、出願番号。

(4) 優先権証明書

出願日から2ヶ月以内に提出します。

(5) 委任状

公証、認証は不要です。

(6) 団体商標の場合

当該団体の定款が必要です。

3. 料金表 (単位: 米国ドル (USD))

(1) 出願料	210
(2) 期間延長料金	36
(3) 登録料	70
(4) 更新出願料	140

4. 料金減免制度について

商標出願について減免制度は採用されていません。

5. 実体審査の有無

商標出願については実体審査が行われます。

6. 出願公開制度の有無

商標出願について出願公開制度は採用されていません。

7. 審査請求制度の有無

商標出願は全件実体審査の対象となりますので、審査請求制度は採用されていません。

8. 出願から登録までの手続の流れ

(1) 方式審査

商標出願については、出願日を付与するための要件を満たしているか否かについての方式審査が行われます。方式審査は出願日から2ヶ月以内に行われます。

(2) 実体審査

方式審査をパスした出願について、出願日から12ヶ月以内に登録要件についての審査が行われます。審査において、出願日から3ヶ月以内は審査官から追加情報・書類等を要求される場合がありますので、その場合にはその要求に従う必要があります。要求に応じない場合には出願は取り下げたものとみなされます。登録要件の審査は、絶対的拒絶理由と、相対的拒絶理由の該当性について行われます。

審査の結果、出願が拒絶理由に該当する場合には商標出願は拒絶され、出願人のその旨の通知がなされます。出願人は、拒絶に不服がある場合には、3ヶ月以内に審判部へ不服申し立てをすることができますが、審判請求の前に審査官に自己の意見を述べることもできます（商標法第13条）。

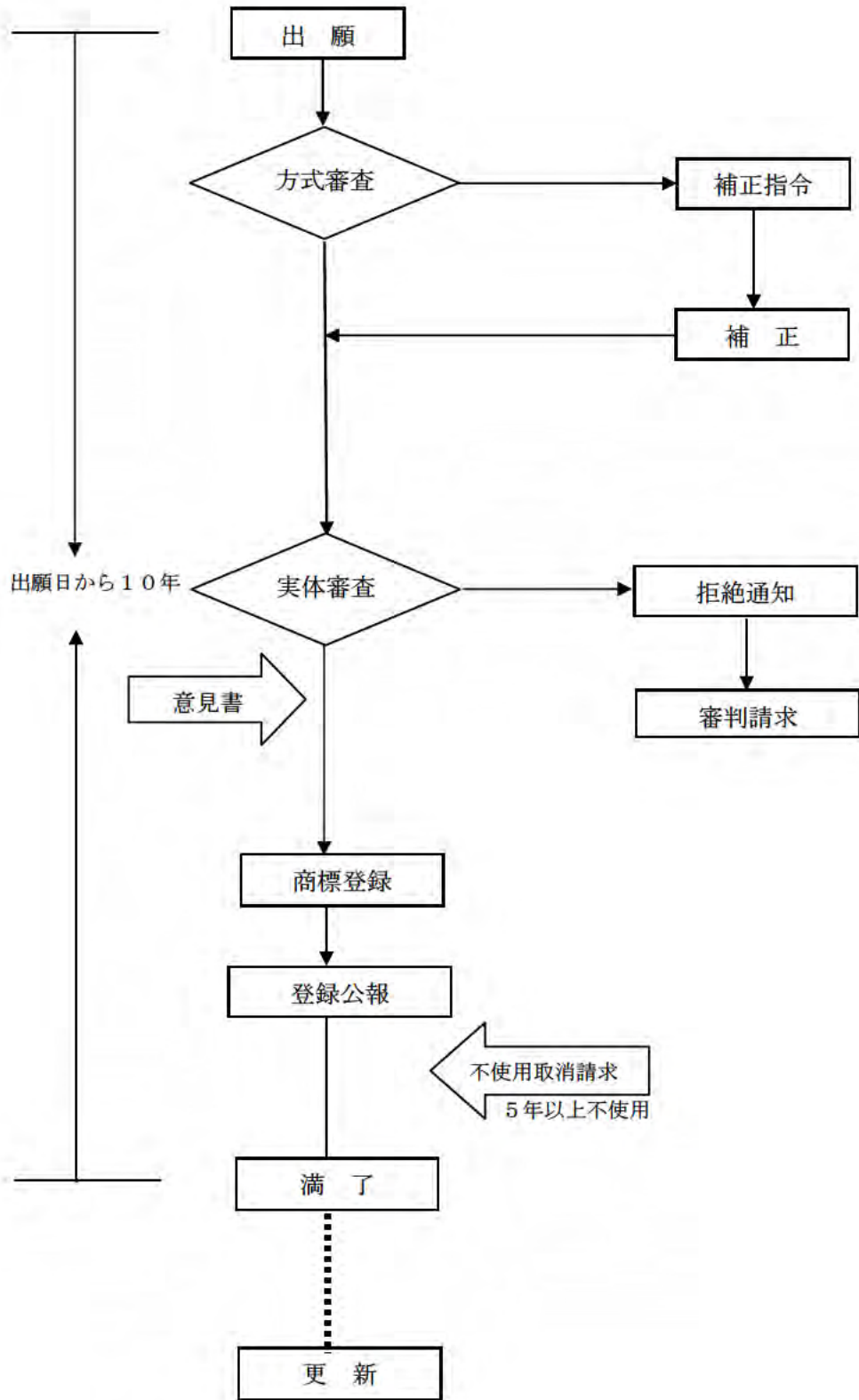
審査の結果、出願が拒絶理由に該当しない場合には商標出願は登録され、その内容が公報に掲載されます。

【絶対的拒絶理由】（商標法第6条）

- * 商標の定義に該当しない場合
- * 商標が指定商品・サービスとの関係で識別性を欠く場合
(慣用商標、商品の品質表示・役務の質表示のみ、色彩のみなど)
- * 商品・サービスの品質等について誤認を与えるおそれがある商標
- * ミネラルウォーター、ワイン等の産地について虚偽の表示をした商標
- * 国の紋章、旗章、記章または国際機関の名称と同一または類似の商標
- * 公序良俗に反する商標

【相対的拒絶理由】（商標法第7条）

- *カザフスタンで登録された先行商標と同一又は類似の商標
- *カザフスタンで登録された先行意匠と同一又は類似の商標
- *カザフスタンで周知な商号と同一又は類似の商標
- *カザフスタンで周知な著作物と同一又は類似の商標
- *カザフスタンの文化的・歴史的遺産を含む商標



9. 存続期間及びその起算日

商標権の存続期間は出願日から10年です。存続期間は10年間ごとに更新することができます。存続期間を更新するためには、存続期間の最終年度内または満了後6ヶ月以内に更新登録出願をしなければなりません。

10. 出願時点での使用義務の有無

出願時点での商標の使用義務はありません。

11. 保護対象

商標とは、文字、数字、図形、言葉、3次元形状、その他の記号、又はこれらの結合並びにこれらと色彩との結合であって、他人の商品・サービスと識別可能なものといいません（商標法第5条）。

12. 留意事項

(1) 登録商標の使用義務

登録商標には使用義務が課せられています。商標登録後5年間、正当な理由なく登録商標を使用していない場合、又は不使用取消請求前5年以内に使用していない場合には、商標登録は取り消される場合があります。登録商標を使用しているか否かは、商標権者から提出された使用証拠により個別具体的に判断されることとなります。商品に関する雑誌等での広告、会社のレターヘッドへの商標の表示、展示会での出品商品への商標の表示等は登録商標の使用と認められるようです。

(2) 登録商標の標記

商品等への登録商標の標記は義務付けられていませんが、なるべく標記すべきでしょう。「®」、「商標」、「登録商標」の標記をすることが認められています（商標法第20条）。

(3) 商標権の移転

商標権は、商標権者の意思により移転することができますが、移転により商品又は製造元について誤認されるおそれがある場合には認められません（商標法第21条）。商標権の移転は、登録しなければその効力を生じません。

(4) ライセンス

商標権者は、登録商標の全部又は一部についてライセンスを許諾することができます。ライセンス契約書には、ライセンシーが提供する商品・サービスは、商標権者が提供するそれらより品質が劣っていない旨の条項を含まなければなりません。ライセンスは、登録されなければその効力は生じません。

(5) 無効請求

利害関係人は、商標権の存続期間中いつでも、商標登録が登録要件に違反して登録されたことを理由として、登録の無効を請求することができます(商標法第23条)。無効請求は、審判部により6ヶ月以内に行われます。

(6) 再登録の禁止

消滅した商標権に係る商標については、元の商標権者以外の者は消滅から3年間商標登録を受けることができません(商標法第17条)。